

「介護保険法」に関する申請は社労士の専門業務と聞いて「へー、そうやったん」と思ったあなたへ。

社会保険労務士にお任せください

こんなことでお困りではありますか？

- うちもコンプライアンス重視にせなあかんかなあ…
- この頃、あちこちで労務のトラブルがあるそうや…
- 給与計算は社員にまかせられへん。
- 職員の生活を守るには待遇改善加算をもらわんと…
⇒ 一人で悩まず、経営者様のパートナーとしてかわちの社労士を活用してください。

キビシクなつた?! 労働時間把握

～ 労基署による指導強化 ～

- ★東大阪労基署は、夜勤もある介護事業所（サ高住運営委託、デイサービス、訪問介護）を調査しました。残業代の一部不払い（割増賃金不足）、訪問ヘルパーの労働時間管理（タイムカードに代る日報など）について是正指導がありました。
- ★大阪中央労基署（森ノ宮）は、一斉呼出しによる「集合調査」を行なっています。9月には、介護事業所8社を同時に呼出し、労働時間適正把握についての講義（約20分間）の後、各テーブルに別れ、担当署員が事業所を調査。10分～1時間程度続いた様子です。

介護職員処遇改善加算 Q&A

Q1. なぜ2年で加算の制度が変わったの？

A1. 国が「介護離職ゼロ」を掲げた以上、3年ごとの介護報酬改定を待つわけにいかなかったから。

Q2. 新設された加算（I）を取るには何が必要？

A2. キャリアパス要件（「任用基準」「賃金体系」など）に、「昇給できる仕組み」が加わりました。

Q3. 加算（I）「モデル」はハードルが高すぎる？

A3. 厚生労働省のモデルは賃金設定が高く、昇進できる役職を用意できる大規模な介護事業所を連想させます。しかし、求められているのは「昇給できる仕組み」であり、金額の多寡ではありません。

Q4. 昇給の規定をどう組み合わせたらいい？

A4. 昇給の物差しは①評価②資格③経験と定められています。このうち、「評価」は小規模事業所では難しく、「資格」だけでは頭打ちになってしまうので、「資格」と「経験」の組合せが最も実践的です。

Q5. では、小規模な介護事業所でも加算（I）は取れるのですね！

A5. かわちの社労士がサポートします。

労基署の監督 指導対策

おすすめ！助成金代行 (介護事業所向け)

人事・労務管理 のお悩み相談

- 労働法の専門家・かわちの社労士におまかせください。
- 労働時間一つとっても、ヘルパーの移動・研修・更衣・引継・業務報告書作成・待機など監督官から指導されやすい項目が目白押し。
 - 調査は「労働者保護」が目的ですから、有給休暇取得や健康診断も指導されます。

- かわちの社労士なら、助成金の計画作成から支給申請までを代行。こんな実績があります。
- I 訪問介護（サ高住運営委託）
特殊浴槽設置に80万円（半額助成）
- M 訪問介護
登録ヘルパーの健康診断に40万円、正社員の健診に10万円（1年後に60万円追加予定）
- K デイサービス
母子家庭の正社員、パート雇用に80万円

- かわちの社労士にお気軽に相談ください。
- 労働保険・社会保険の手続き、給与計算、就業規則作成、労使協定、求人募集など幅広く対応します。
 - 法改正などのタイムリーな情報提供、地域の耳寄りな情報提供など、お役に立てることは様々あると考えます。

かわちの社労士事務所

TEL 06(6785)7133

介護事業経営者の不安・不満・憤り

「介護離職ゼロ」?どこの国の話や... どう考え、どう行動されますか?

介護保険制度・報酬はどうなる?

2000年の介護保険スタート以来、介護保険制度・報酬が毎年のように改正されてきました。

「小規模デイサービスは続けられる?」「介護職員処遇改善加算はどうなる?」

ピンチをチャンスに変える発想が大切になります。



期待と不安が入り混じる介護業界

2025年には認知症高齢者が700万人に達すると予想されています。

「『介護離職ゼロ』を言う前に、特養の入所待機者を何とかして」「要介護の基準がもっと厳しくなるのでは?」「介護事業に人材が集まらない」介護事業経営者・介護職員、利用者・家族のみならず、みんなが期待を寄せ、不安を感じています。

社会性と経営性が求められる事業

「世の中の役に立ちたい(ご利用者・ご家族の幸福)」「適正な利益を確保したい(経営者・職員の幸福)」。この二つを同時に追求するのが介護事業経営であり、理想と現実のギャップに悩みながら、日々奮闘されていることでしょう。介護業界のサポートを展開しようとするのが社会保険労務士です。

経営・人事・労務管理のことなら かわちの社労士がサポートします

かわちの社労士は介護事業経営者様のパートナーとして、「身近でお役に立つ」社労士でありたいと考えています。開業から5年、お陰様で「メイン業務は介護事業所サポートです」と言えるようになりました。

かわちの社労士(代表者)のプロフィール

- 1959年2月生まれ、東大阪市(旧布施市)で生まれ育ちました。東大阪市立楠根小学校・中学校、府立八尾高校卒業。最終学歴は大阪市立大学二部文学部(教育学専攻)中退。二部学生時代から様々な職業を経験しました。
 - 1989年に中小業者団体の事務局に入局し、東大阪市内で8年間、大阪市内で14年間勤務。税金・経営・融資、労働保険社会保険、共済・社会保障などを担当し、相談・実務・講師活動にあたりました。
 - 2012年11月に社会保険労務士試験に合格し、2013年1月に社会保険労務士登録、事務所開業しました。
- ★開業以来、東大阪市内の介護事業所約200カ所を訪問し、対話をしました。
お陰様で、多くの事業者様から次々と仕事をお受けしています。



介護事業とのかかわり

学童保育指導員、病院勤務、中小業者団体の社会保障担当などを通じて、福祉・医療・保育にかかわり、介護保険には発足当時から強い関心を持ってきました。
近親者も介護ヘルパー、訪問介護サービス利用者であり、介護事業者様には一方ならぬお世話になっています。

かわちの社労士事務所

社会保険労務士 喜多裕明
〒577-0012 東大阪市長田東2-3-22-601

★お気軽にご相談ください★

TEL 06(6785)7133
FAX 06(6785)7113 <http://kawachino.org>